

米子市揭示第39号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年10月31日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

淀江保育園跡地の芝生化事業を提案

(2) 対象となる業務名

淀江保育園跡地芝生化事業

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

(4) 提案上限額

委託料14,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 米子市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (5) 米子市が課する税の滞納をしていない者。

3 審査

本プロポーザルにおける審査は書面審査及びプレゼンテーションによるものとする。ただし、書類審査時点で最優秀案が決まった場合はプレゼンテーションによる審査を省略する。

4 最優秀案等の選定

審査の結果に基づき、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。なお、審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒689-3403

米子市淀江町西原1129番地1 米子市総合政策部淀江振興本部淀江振興課

電話番号：0859-56-3164

電子メールアドレス：yodomachi@city.yonago.lg.jp

(2) 淀江保育園跡地芝生化事業仕様書（以下「仕様書」という。）の交付は、本公告日から令和6年11月5日（火）までの間に、次により直接交付、又は、電子メールにより送付するものとする。

ア 交付期間

本公告日から令和6年11月5日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

なお、電子メールにより送付を希望する場合は、その旨を電話で連絡すること。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和6年11月5日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

令和6年11月5日（火）午後5時 別紙参照

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和6年11月18日（月）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

令和6年11月18日（月）午後5時

6 契約の締結

3により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、3により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

7 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。